## 主 文 原告の請求を棄却する。 訴訟費用は原告の負担とする。

原告は「高等海難審判庁が同庁昭和二十四年第二審A丸漁舟B丸衝突事件につき、昭和二十四年八月三十一日原告に対して言渡した裁決を取消す、訴訟費用は被告の負担とする。」との判決を求め、その請求原因として、

しかしながら、右裁決において、両船互に航路を横切るも無難に替わり行く場合、原告がみだりに機関を半速力としたため、両船の方位が殆んど変らなくなり衝突の虞を生ぜしめたのであるから、適宜の方法によりB丸の針路を避譲すべきであったのに、B丸において替わすべきものと思い誤り、両船極めて接近するにいたるまで、そのまま進航したのは不当運航であつて、これとB丸船頭が見張不十分であったため危険が切迫するまでA丸に気付かず、ために臨時避譲の処置を誤ったことに基因して発生したものであるとし、原告の受有する乙種船長免状の行使を一箇月停止したのは、法の解釈を誤ったものである。

仮に被告主張の如く、午後零時二分頃、両船の距離約四分の三海里の時の相互方位の推定変化は二分間二・一度であるとしても、それは極めて微量であつて、B丸

立証として、甲第一ないし七号証を提出し、鑑定人Dの鑑定の結果を援用し、乙第十四号証の原本の存在及びその成立、その余の乙号諸証の成立を認めると述べ、乙第二ないし十三号証を援用した。

は、これを生ぜしめたA丸にあるといわなければならないと陳述し、 立証として、乙第二ないし十五号証(第十四号証は写)を提出し、甲号諸証の成立を認めた。

そこで本訴の争点は、本件衝突の原因が原告の海上衝突予防法の規定する義務に 違反した不当運航にあるか否かの点にある。原告は同法第十九条を適用すべき場合 は、衝突の可能性が考えられるにいたつたときに始まるものと解すべく、本件につ きいえば、少くとも両船の距離約一海里に接近したとき、時刻にして午前十一時五 十九分頃に始まるものであつて、そのときの相互万位の変更量は二分間でも一・三

度あり、仮に、被告主張のように、両船の距離が四分の三海里接近したとき、時刻にして午後零時二分頃の相互方位の変更量が二分間二・一度であるとしても、何れ もその変更量は微々たるものであり、航方前文の「慥二変更スルヲ認メサルトキ」 に該当し、衝突の危険あるものと認め、同法第十九条によりB丸はA丸に対し避譲 の義務があ〈要旨第一〉ると主張する。しかし、「同法第十九条の避譲の義務の発生 時期については、同法に何等規定するところはな〈/要旨第一〉いが、同法第二十七条 の「本法ヲ履行スルニ当リ運航及衝突ニ関シ百般ノ危険ニ注意スルハ勿論」である 日の規定の趣旨からすれば、天候、船の大小、性能、地勢、潮流、風向、風力、吃水、第三船の存在等諸般の状〈要旨第二〉況により、個々の場合にその時期を決定すべきもの」であつて、本件のように、B丸が「僅かに六トンの〈/要旨第二〉操縦容易な漁舟である場合には両船の距離が二海里、一海里、又は四分の三海里の遠距離の ときにおいて避譲の義務履行の時期にありとすべきではない」。従つて原告が第十 九条の義務発生の時期を両船の距離一海里のとき即ち午前十一時五十九分頃、又は 四分の三海里のとき即ち午後零時二分頃であるとし、相互方位の変更量が微々であることを理由として、B丸に避譲の義務があるというのは失当たるを免れない。当事者間争なき本件両船の運航模様(別紙運航模様図に示すとおり)によれば、B丸 の方位はA丸から見て午後零時零分には北微西四分の一西(約北十四度西)であ り、同時七分には北西微北二分の一北(約北二十八度西)であり、その間の變更は 一点四分の一(約十四度)であることが明かであるから、その方位は漸次變更しつ つあり、そのまま進めば、無難に替わり行く場合であつて衝突の危険のなかつたの にかかわらず、原告がB丸の存在に気付かず、同時七分機関の運転を半速力にしたため、方位が變更しなくなり、新たに、衝突の危険を生ぜしめたものというべきである。原告は右減速は入港準備のため当然なすべきことをしたもので、速力保持の 義務に違反したのではないと主張するが、この場合減速の必要ありとするも、半速 力にしなければなら〈要旨第三〉ないということはない。「港口まで相当の距離があ るのであるから、そのまま進んで他船を替わした後減速す〈/要旨第三〉るか、機関の 運転を停止して他船が替わつた後進行するか、或は、新たに危険を生じない程度の 減速をするか、その方法は種々あるのである。これを要するに、原告はB丸の存在に気付かず、入港準備として減速するに当り、新たに、衝突の危険を生ぜしめるが如き速力としたところに、本件の衝突の原因があるものと認むべく」、高等海難審判庁がその裁決において、これを同趣旨の見解の下に、原告の受有する乙種船長免 北の行体を一節目停止したのは担当であるから、原生の大野詩では理由がたい。 状の行使を一箇月停止したのは相当であるから、原告の本訴請求は理由がない、よ つて訴訟費用の負担について民事訴訟法第八十九条に則り主文のとおり判決する。

(裁判長判事 斎藤直一 判事 藤江忠二郎 判事 山口嘉夫)

運航模様図

<記載内容は末尾1添付>